

研究成果活用企業の役員等の兼業手続きに関するガイドライン

2018年5月22日制定

(目的)

第1条 このガイドラインは、義塾に本務を有する常勤の教職員が研究成果活用企業の役員等を兼ねる際の手続きについて示すことを目的とする。

(定義)

第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員 義塾に本務を有する常勤の教職員（有期契約に基づく者を含む）をいう。
- (2) 研究成果活用企業 義塾において教職員自らが創出した研究成果を活用する事業を実施するために設立された法人・団体等組織をいう。
- (3) 役員等 主として営利活動を営む団体の取締役、執行役、会計参与、監査役、業務を執行する社員、理事、監事、発起人および清算人ならびに支配人その他の重要な使用人をいう。

(研究成果活用企業の役員等の兼業の手続き)

第3条 第2条で定める教職員が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合には、あらかじめ慶應義塾利益相反マネジメント内規に定める部門利益相反マネジメント担当委員会の助言を得た上で、慶應義塾教職員就業規則第11条に定める手続きを行わなければならない。

(兼業の許可要件)

第4条 研究成果活用企業の役員等との兼業を行う場合には、次に掲げる基準のいずれにも適合しなければならない。

- (1) 兼業により、教職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。
- (2) 兼業により、義塾の信用を傷つけ、又はその不名誉となるおそれがないこと。
- (3) 兼業により、義塾の教職員としての職務の公正さおよび研究の公正さならびに信頼性の確保に支障が生じないこと。
- (4) 兼業により、学生が不利な立場におかれることがないこと。
- (5) 兼業により、義塾と当該研究成果活用企業との取引において不公正が生じないこと。

(兼業内容の変更)

第5条 研究成果活用企業における役員等としての身分が変わる場合は、改めて兼業手続きを行わなければならない。

(事務)

第6条 このガイドラインの改廃に関する事務は、学術研究支援部が行う。

(規程の改廃)

第7条 このガイドラインの改廃は、慶應義塾研究倫理委員会の審議に基づき、常任理事会の議を経て塾長が決定する。

附 則

このガイドラインは、2018年5月22日から施行する。